

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付要綱

制定 令和3年1月28日付け2生畜第1717号
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第1 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要綱（令和3年1月28日付け2生畜第1717号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 2030年の輸出目標達成に向けて畜産物の輸出を更に拡大するため、畜産物の生産者等、食肉処理施設・食鳥処理施設・鶏卵処理施設・乳業者、輸出事業者の3者が連携した畜産物輸出コンソーシアムの設立及び輸出先国・地域からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組等を支援することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第2に基づき、都道府県知事が行う実施要綱第2の1及び2の（1）に掲げる事業を実施するために必要な経費及び農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める者から公募により選定された団体が行う実施要綱第2の2の（2）から（4）までに掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表1の経費の欄に掲げる1の事業と2の事業の相互間、2の（1）から（4）までに掲げる事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表2の補助事業者（都道府県知事又は生産局長が別に定める者から公募により選定された団体をいう。以下同じ。）の区分に応じて、同表の右欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 交付決定者は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8 補助事業者は、適正化法第9条第1項及び交付規則第4条の規定により交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第9 補助事業者（地方公共団体を除く。以下第9において同じ。）は、補助事業（実施要綱第2に掲げる事業をいう。以下同じ。）の一部を他の者に実施させる場合には、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画の変更、中止又は廃止の承認)

第10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならぬ。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更の場合を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更の場合を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 交付決定者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大が別に定める軽微な変更は、別表1の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定により、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払請求)

第13 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官(農林水産省にあ

っては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。) 宛てに提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書の規定による財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第 14 補助事業者は、補助事業の交付決定のあった年度の第 3 四半期の末日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号の概算払請求書兼遂行状況報告書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、交付決定者は事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第 15 交付規則第 6 条第 1 項に規定する実績報告書は別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者は補助事業を完了したときは、その日から起算して 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2 第 5 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 5 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 8 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 16 交付決定者は、第 15 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を補助事業者に命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 17 交付決定者は、第 10 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 の規定による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 交付決定者は、第 1 項の第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第 16 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第 18 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならぬ。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させことがある。

(財産の処分の制限)

第 19 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の規定により大臣が定める財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第 22 条の規定による財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定による承認については、第 18 第 2 項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第 20 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出についてその証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業完了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 9 号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第 21 地方公共団体である補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第 10 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 22 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 1 から第 21 (第 9 を除く。) までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

別表1（第3、第4、第11関係）

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業	1 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営に要する経費を補助する経費 2 輸出先国からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組等に要する経費を補助する経費 (1) 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組に要する経費を補助する経費 (2) 鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等に要する経費及び同経費を補助する経費 (3) 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等に要する経費及び同経費を補助する経費 (4) 牛乳乳製品の輸出コスト低減に向けた技術開発・実証等に要する経費を補助する経費	定額		1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 事業の追加、中止又は廃止

※1及び2 (1) 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体事業費補助金、
 2 (2)、2 (3) 及び2 (4) 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金

別表2（第5関係）

事業名	補助事業者の区分	交付決定者
1 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業	左欄に掲げる事業を実施する補助事業者のうち以下の区分以外のもの	補助事業者の所在都府県を所管する地方農政局長
2 輸出先国からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組等支援事業のうち、 （1）動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業	北海道知事 沖縄県知事	北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長
2 輸出先国からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組等支援事業のうち、 （2）鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業、 （3）畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業、及び （4）牛乳乳製品の輸出コスト低減に向けた技術開発・実証等支援事業	左欄に掲げる事業を実施する補助事業者	農林水産大臣